

役員選考委員会規則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）の役員候補者選考方法等に関する規程（以下「選考規程」という。）の第2条の定める、役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

（設置及び任務）

第2条 日連は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、社員総会で選任される予定である理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

3 役員選考委員会は、役員が任期中で退任した場合に、後任の役員候補者の選考を行う。

（構成）

第3条 役員選考委員会は、選考規程第2条第4項に定める5名により構成する。

2 委員会は最初に招集する会議で互選により委員長を選出する。

（招集及び開催）

第4条 役員選考委員会は、役員の選任を行う来季の総会の開催に先立ち開催する。

2 役員選考委員会の議長は委員長とする。

3 委員長は、役員選考委員会の開催に当たり、コンプライアンス委員会の委員の出席を求めて意見を聴取することができる。

（役員候補者の選考方法）

第5条 役員選考委員会の決議は、委員全員の出席をもって行う。

2 役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。

(1) 必要数の理事候補者を選考する。

(2) 2名以上の監事候補者を選考する。

(3) 委員会では、選考規程第3条の基準及び第4条の資質の各条項に基づき候補者を選考する。

（候補者名簿及び議事録）

第6条 役員選考委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を**理事会を経て**総会に提出しなければならない。

(任 期)

第 7 条 委員の任期は、第 4 条に定める役員の選任を行う来季の総会の終了により役員が確定した際までとする。

(報 酬)

第 8 条 委員は、無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 2 0 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 7 日より改正施行する。